



2026 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社内田洋行
代表者名 代表取締役社長 大久保 昇
(コード番号 8057 東証プライム市場)
問合せ先 取締役常務執行役員
営業支援グループ統括 兼 人事担当
小柳 諭司
(TEL : 03-3555-4061)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 9 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 9 月 30 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 73,250 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,224 円
(4) 処分総額	162,908,000 円
(5) 処分予定先	取締役※ 6 名 46,001 株 ※社外取締役を除く 執行役員 20 名 27,249 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出します。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019 年 9 月 10 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、2019 年 10 月 12 日開催の当社第 81 期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 1 億円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 20 万株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間から 30 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につきご承認をいただいております（当社は、2026 年 1 月 21 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行いました。上限株数は、当該株式分割による調整後の株式数を

記載しております。)。なお、2021 年 10 月 16 日開催の当社第 83 期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 1 億円以内から年額 1 億 5,000 万円以内に改定することについてご承認を頂いております。

なお、本制度については、当社取締役を兼務しない執行役員(以下「対象執行役員」)に対しても同様の株式報酬制度を導入しております。

本日、当社取締役会決議により、対象取締役については、当社第 87 期定時株主総会(2025 年 10 月 11 日)から第 88 期事業年度末となる 2026 年 7 月 20 日までの期間、対象執行役員については、第 88 期事業年度となる 2025 年 7 月 21 日から 2026 年 7 月 20 日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の対象取締役 6 名および対象執行役員 20 名(以下、「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計 162,908,000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当社普通株式 73,250 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるという本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は 30 年間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026 年 9 月 30 日～2056 年 9 月 29 日

上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」という。)の間、割当対象者は、本割当株式について、譲渡、質権の設定、担保権の設定その他の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。)

② 譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他の一定の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、本割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、取締役会決議により、本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年9月8日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,224円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上